



ASIAN SHIPOWNERS' ASSOCIATION

10 Anson Road
#16-18, International Plaza,
Singapore 079903
Tel: (65) 6325 4737 Fax: (65) 6325 4451
General Email: information@asa.org.sg
Website: www.asianshipowners.org

2017年5月25日
台湾・台北

第26回アジア船主協会総会 プレスリリース (日本船主協会事務局試訳)

アジア船主協会（ASA）は、第26回総会を台湾船主協会の主催により2017年5月25日に台湾・台北で開催した。第26代ASA会長（今次総会議長）のVincent Lin氏（台湾船主協会会長）は、メンバー船協の出席者に対し歓迎の意を示すとともに、アジア地域の海運業界とそのパートナーが更に強固な協力関係と結束を築くよう呼びかけた。

STCW および MLC2006 への理解と実施

ASAは、条約改正と新しい規則の導入により、法令順守のために現行の合理的かつ妥当な慣行を変更する場合には、しばしば困難を伴うことに留意した。留意事項の一つとして、MLC2006 および STCW の労働/休憩時間規定への現実的な対応がある。

ASAは労働/休憩時間が適切に記録・保持されていない船舶があることを認識しつつ、メンバー船主協会に対して適切な記録管理を促した。加えて、ASAはメンバー船主協会に対し、諸規定の順守が困難である事例が報告された場合には船長を支援するよう要請した。

船員委員会委員長であるFu Xiangyang氏は、「疲労は重要な関心事項であり、STCW や MLC2006 の規定を順守することは、疲労軽減に向けた重要な第一歩である。また、休息は必要不可欠であり、休憩時間中に疲労回復を阻害するような行為は最低限とすべきことを、船員に理解させていくことも重要である」と述べた。

油濁補償に関する民事責任条約（CLC）と基金条約（FC）

ASAは民事責任条約（CLC）および基金条約（FC）の統一的な適用と解釈が非常に重要であることに着目した。これら条約における責任制限および責任集中の規定の解釈を巡り、昨今、懸念が生じている。このことから、ASAは次回国際油濁補償基金（IOPCF）の会合において、更なる議論が行われることを歓迎する。また、ASAは1969CLCの締約国が1992CLCに移行することを推奨するとともに、全ての国が追加基金議定書を批准することの利益を熟考することを要請する。更に、ASAは各国がHNS条約の2010年議定書を批准することを推奨する。

船舶保険・法務委員会委員長のRobert A. Ho氏は、「増額した最新の責任限度額を利用するためにも各国が諸条約の最新版を採用することが重要である」と述べた。

IMO規則と船主に対する保護

海運業界にとって極めて重要な二つの問題については不確実な情勢が長年続いていたが、2016年に進展が見られた。

2016年9月、フィンランドが船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約（BWM Convention）を批准したことにより、締約国の商船船腹量が世界の商船船腹量の35%を上回り、同条約の発効要件を満たすこととなった。その1か月後には、第70回IMO海洋環境保護委員会（MEPC）において、2020年1月1日から一般海域における燃料油含有硫黄分の規制値を0.5%以下とすることが合意された。

各規制の実施時期がようやく確定した今、それらの規制の実施が現実的かつ実行可能であるよう、我々は各国の海事当局やIMOと密に連携しつつ準備していかなければならない。

それに加え、航行安全・環境委員会委員長のEsben Poulsen氏は、「責任ある船主として、私たちは、環境保護に係るすべての規制を順守することをコミットする。しかしながら、船主にとって不可抗力により法令順守できない場合に不公平な処罰がなされないことを確実にすべきである」と述べた。

運河通航料

ASAは、パナマ運河およびスエズ運河の全ての利用者にとって、妥当な通航料水準で安全な通航環境を確保することは極めて重要であることに留意した。シッピング

グ・エコノミックス・レビュー委員会委員長である村上英三氏は、「ASAは、安全な通峡環境を確保し唐突かつ不当な通航料引き上げを抑止するため、ICSなどの国際海運団体と連携し、運河当局との定期的対話スキームの構築と維持に向け努力を続けていくべきである」と述べた。

香港条約

世界の解撤需要の継続的かつ着実な増加を踏まえ、ASAは安全と環境に配慮した船舶の解撤のための香港国際条約（HKC）を唯一の世界基準として推し進めていく必要性を再確認した。ASAはインド・アラン地区の解撤ヤードの改善やその他解撤国での同様の積極的な改善活動を歓迎した。シップリサイクリング委員会委員長のC. H. Yeh氏は、「パナマによる2016年9月の香港条約批准や、トルコおよびデンマークの2017年内の批准に加え、インド、日本、中国およびオランダといった国々による批准の意向により、条約の早期発効に向けた明確な方向性が示されている」と述べた。

第27代ASA会長に香港船主協会会長のSabrina Chao氏が、副会長にアセアン船主協会会長のLisa Teo氏が選任された。（任期は2018年5月に香港で開催予定の次回ASA年次総会までの1年間。）

【本プレスリリースの問合せ先】

ASA 事務局長 Harry Shin氏

電話 : +65-6325 4737

Email : harryshin@asa.org.sg

Website : www.asianshipowners.org

【ASA について】

- ・ アジア船主協会 (ASA) は、中国船主協会 (CSA)、アセアン船主協会連合 (FASA) *、香港船主協会 (HKSOA)、インド船主協会 (INSA)、日本船主協会 (JSA)、韓国船主協会 (KSA)、豪州船主協会 (MIAL)、台湾船主協会 (NACS) で構成される任意組織で、その目的は、アジア船主業界の利益促進。
*アセアン船主協会連合(FASA)の構成
ブライツ・ SHIPPING (ブルネイ) (FASA-BSC) / フィリピン船主協会 (FASA-FSA) /
インドネシア船主協会 (FASA-INSA) / マレーシア船主協会 (FASA-MSA) / ミャンマー・
ファイブ・スター・ライン (FASA-MFSL) / シンガポール船主協会 (FASA-SSA) / タイ船主協会
(FASA-TSA) / ベトナム船主協会 (FASA-VSA)
- ・ 当該年次総会以降、次の年次総会までの間は、以下5つの常設委員会により継続的活動が行われている。
 - 船員委員会 (SC : Seafarers Committee)
 - SHIPPING・エコノミクス・レビュー委員会 (SERC : Shipping Economics Review Committee)
 - 船舶保険・法務委員会 (SILC : Ship Insurance and Liability Committee)
 - 航行安全・環境委員会 (SNEC : Safe Navigation and Environment Committee)
 - シップリサイクル委員会 (SRC : Ship Recycling Committee)
- ・ ASA 加盟船主および運航業者は、世界商船船腹の約50%を支配・運航していると推定される。